

京都市立花背小中学校ほか3校汚水処理施設維持管理業務委託仕様書

京都市教育委員会事務局教育環境整備室

この仕様書は、汚水処理施設の機能を完全に発揮させ、その放流水質基準を確保するため、当該施設を巡回し、維持管理を行う専任の管理者の業務内容を定めたものである。

1 汚水処理施設の学校名等

学校名	人槽	放流水質基準	機種	処理方式
元雲ヶ畑小中学校	10	20PPM	合併	嫌気ろ床接触ばっ気方式
花背小中学校	25	10PPM	合併	流量調整型嫌気濾床・担体流動生物濾過循環式
元中川小学校	10	20PPM	合併	嫌気濾過接触ばっ気方式
宕陰小中学校	10	20PPM	合併	流量調整型嫌気ろ床生物ろ過循環方式
	7	20PPM	合併	沈殿分離嫌気ろ床好気循環方式

2 維持管理の方法

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定に基づき登録を受けた浄化槽保守点検業者が、校長又は教頭の立会いのもとで4月に1回以上（花背小中学校については3月に1回以上）、浄化槽の保守点検を行うこと。

3 業務内容

- 放流量のBODは、上記のPPMを基準として調整管理すること。
- 施設の故障等、緊急事態の発生に即応するために必要な要員が現場へ急行できる体制をとること。
- 衛生環境研究所又は衛生環境研究所が指定した機関による水質検査は、6箇月に1回（実施時期は9月及び3月）とすること。なお、水質検査は下記の5項目について行うこと。
① PH ② BOD ③ COD ④ SS ⑤ ばっ気槽内MLSS
- 浄化槽法及び同法施行規則に基づき、適宜汚物及び汚泥の抜取清掃並びに異物の除去清掃を行うこと。特に、流量調整槽等の汚物、汚泥、異物等が堆積しやすい箇所については、年1回以上の抜取清掃を行うこと。
- スクリーン部分の付着物の除去清掃については、保守点検回数にかかわらず必要に応じて行うこと。
- ブロワーに対しては、巡回のつど、油を補充し、定期的に全量入替を行うこと。
- 消毒薬、駆虫薬及び浄化促進剤並びに油類、パッキン、ウエス等の消耗品は、請負業者の負担とすること。
- 保健所、保健衛生推進室等の指導に基づき、環境衛生上支障がないよう維持管理を行うこと。
- 機械その他施設の故障により発生した修繕費については、別途契約とすること。
- 保守点検については保守点検記録票に基づいて行い、校長又は教頭の確認印を得ること。
- 保守点検記録票は、翌月20日までに学校及び教育環境整備室へ提出すること。ただし、最終月については、保守点検記録票に基づき、注意すべき点、維持管理上の問題点等を速やかに学校及び京都市教育委員会事務局教育環境整備室へ報告すること。

4 期間

契約の日から令和9年3月31日まで